

平成26年7月11日判決言渡

平成25年（行ウ）第114号 標準報酬改定請求却下決定取消等請求事件

主 文

- 1 本件訴えのうち被告が原告とAとの間の別紙3「年金分割のための情報通知書（厚生年金保険制度）」記載の情報に係る年金分割についての請求すべきあん分割合を0.45に改定することの義務付けを求める部分を却下する。
- 2 本件訴えのその余の部分に係る原告の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告が原告に対し平成23年3月4日付けでした標準報酬の改定の請求を却下する旨の処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。
- 2 被告は、原告とAとの間の別紙3「年金分割のための情報通知書（厚生年金保険制度）」記載の情報（以下「本件情報」という。）に係る年金分割についての請求すべきあん分割合を0.45に改定せよ（以下、本件訴えのうちこの請求に係る部分を「本件義務付けの訴え」という。）。

第2 事案の概要等

本件は、平成20年▲月▲日に離婚の訴えに係る訴訟における和解によりAと離婚した原告が、平成22年3月5日、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）78条の2第1項の規定に基づく当該離婚について対象期間に係る被保険者期間の原告及びAの標準報酬の改定の請求（以下「本件標準報酬改定請求」という。）をしたところ、平成23年3月4日、厚生労働大臣から権限に係る事務の委任を受けた被告から、本件標準報酬改定請求はAが死亡した日から起算して1月以内にされたものではなく、厚生年金保険法施行令（以下「厚年法施行令」という。）3条の12の7（平成2

4年政令第197号による改正前のもの。以下、単に「厚年法施行令3条の12の7」という。)が定める場合に該当しないとして、これを却下する旨の処分(本件処分)を受けたことから、本件処分の取消し等を求める事案である。

1 関係法令の定め

別紙1「関係法令の定め」に記載したとおりである(同別紙で定める略称は、以下においても用いる。)

2 前提事実

証拠(各認定事実の後に掲げる。証拠を掲げない事実は、当事者間に争いが無い。)及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実(以下「前提事実」という。)が認められる。

- (1) 原告(昭和29年▲月▲日生まれ)は、昭和54年▲月▲日、A(昭和23年▲月▲日生まれ)との婚姻の届出をした(各生年月日につき甲1)。
- (2) 原告は、平成3年頃、Aとの別居を開始した(甲15)。
- (3) 原告は、平成20年3月下旬、Aの代理人から、Aが原告との離婚を求めて□□家庭裁判所に調停を申し立てた旨を知らされた(甲15)。
- (4) 原告は、平成20年4月28日、平成19年法律第109号による改正前の厚年法78条の4第1項の規定に従い、社会保険庁長官に対し、標準報酬改定請求を行うために必要な情報であって同条2項に規定するものの提供を請求した。
- (5) これに対し、社会保険庁長官は、平成20年5月7日、原告に対し、同日付け「年金分割のための情報通知書(厚生年金保険制度)」(甲2。別紙3)を交付して、本件情報の提供をした。
- (6) 平成20年5月12日、□□家庭裁判所において、前記(3)の調停の期日が開かれ、原告がAとの離婚に合意しない旨を述べたところ、Aは、同日、同調停の申立てを取り下げた(甲15)。

- (7) Aは、平成20年5月22日、原告に対して離婚を求める訴えを〇〇家庭裁判所△△支部に提起した(甲15, 16)。
- (8) これに対し、原告は、平成20年9月24日、慰謝料200万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める反訴の提起並びに原告とAとの間の本件情報に係る年金分割についての請求すべきあん分割合を0.5と定めることを求める申立てをした(甲15, 16)。
- (9) 平成20年▲月▲日、〇〇家庭裁判所△△支部の前記(7)及び(8)の各事件において、原告とAとの間に、①Aと原告は、同日和解離婚する、②原告とAとの間の本件情報に係る年金分割についての請求すべきあん分割合を0.45と定めるなどの内容による和解が成立した(甲3, 15, 16)。
- (10) Aは、平成21年▲月▲日頃、死亡した。
- (11) 原告は、Aに対して財産の分与の請求もしたいと考え、平成21年4月15日、前記(7)及び(8)の各事件について、〇〇家庭裁判所△△支部に期日の指定の申立てをした(甲15, 17, 18)。
- (12) 原告は、平成21年4月29日、〇〇県警察の警察官から、Aが行方不明となっており、Aの妹から家出人捜索願の届出がされている旨を知らされた(甲15, 20)。
- (13) 原告は、〇〇家庭裁判所△△支部の裁判所書記官から、前記(7)及び(8)の各事件について、期日の呼出状をAに送達することができなかった旨の連絡を受けたことから、平成21年6月9日、同支部に公示送達の申立てをした(甲15, 19, 22)。
- (14) 原告は、平成21年7月3日、〇〇県警察の警察官から、同月1日にAの遺体が発見された旨を知らされた(甲15)。
- (15) 原告は、平成22年3月5日、標準報酬改定請求書(甲4, 乙1)に、前記(9)の和解についての和解調書の抄本(甲3)を添付して、これを◇◇年金事務所に提出することにより、厚生労働大臣に対し、本件標準報酬改定

請求をした。

(16) 厚生労働大臣から権限に係る事務の委任を受けた被告は、平成23年3月4日、原告に対し、本件標準報酬改定請求はAが死亡した日から起算して1月以内にされたものではなく、厚年法施行令3条の12の7が定める場合に該当しないとして、これを却下する旨の本件処分をした。

(17) 原告は、平成23年5月2日、本件処分に不服があるとして、関東信越厚生局社会保険審査官に対して審査請求をしたが、同審査官は、同年12月28日、これを棄却する旨の決定（甲6）をした。

(18) 原告は、平成24年2月27日、前記(17)の決定に不服があるとして、社会保険審査会に対して再審査請求をしたが、同審査会は、平成25年1月31日、これを棄却する旨の決定（甲7）をした。

(19) 原告は、平成25年3月2日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

3 主たる争点及びこれに関する当事者の主張の要旨

本件の主たる争点は、本件処分の適法性である。これに関する当事者の主張の要旨は、別紙2「主たる争点に関する当事者の主張の要旨」記載のとおりであり、本件処分は、本件標準報酬改定請求はAが死亡した日から起算して1月以内にされたものではなく、厚年法施行令3条の12の7が定める場合に該当しないとして、これを却下したものであるところ、原告は、同条の規定が厚年法78条の12の規定による委任の範囲を逸脱したものであるとして、同令3条の12の7の規定に基づいてされた本件処分は違法である旨を主張している。

第3 当裁判所の判断

1 本件処分の適法性について

(1) 離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例の制度について

ア 厚年法78条の2第1項は、第1号改定者又は第2号改定者は、離婚等をした場合であって、第1号改定者及び第2号改定者が標準報酬改定請求

をすること及び請求すべきあん分割合について合意しているとき（同項1号）又は同条2項の規定により家庭裁判所が請求すべきあん分割合を定めたとき（同条1項2号）は，厚生労働大臣に対し，当該離婚等について対象期間に係る被保険者期間の第1号改定者及び第2号改定者の標準報酬の改定又は決定を請求することができるが（本文），当該離婚等をしたときから2年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは，この限りでない（ただし書）旨を定めている。

同法が，上記のような離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例の制度（いわゆる離婚時年金分割制度）を設けた趣旨は，比較的婚姻期間の長い中高齢者の夫婦における離婚件数が増加してきているところ，いわゆる現役時代の男女の雇用の格差等を背景として，夫婦間の年金受給額に大きな格差が生ずる場合があり，取り分け，老齢厚生年金等の保険給付の報酬比例部分の額は，被保険者の標準報酬を基礎として算定されることから，夫婦が離婚した場合において，就労期間がないか，短期間であったり，低賃金であったりした者は，高齢期において十分な所得水準を確保することができないという問題が指摘されていたことを受けて，夫婦の離婚時に厚生年金保険について分割をすることを可能とすることにあつたと解される（甲12参照）。

イ 前記アで述べたとおり，厚年法は，夫婦の離婚時に厚生年金保険について分割をする具体的な方法として，第1号改定者及び第2号改定者の標準報酬の改定又は決定という法技術を採用したものであるところ，年金受給権を一身専属的なものとし，受給権者の死亡によって消滅するものとする同法上の年金制度の趣旨（同法45条，53条1号参照）からして，死亡した者に係る標準報酬は観念され得ないものと解され，同法第3章の2（離婚等をした場合における特例）又は同章の規定による委任に基づき定められた厚年法施行令若しくは厚年法施行規則（なお，同法78条の2第

1項ただし書は、標準報酬改定請求をすることができる期間については厚年法施行規則の定めるところに委任する旨を定めている。)中に離婚時年金分割制度につき上記の同法の基本とするところを同制度について改めるものとする明文の規定はないことから、標準報酬改定請求がされる前に第1号改定者及び第2号改定者の一方が死亡した場合には、第1号改定者及び第2号改定者が離婚等をしたときから2年を経過する前であったとしても、同法78条の6の規定に従った第1号改定者及び第2号改定者の標準報酬の改定又は決定をする前提が欠けることになるため、第1号改定者及び第2号改定者の他方が標準報酬改定請求をすることはできなくなるものと解される(乙2参照)。

そして、同令3条の12の7は、同法78条の12の規定による委任に基づき、第1号改定者及び第2号改定者の一方が死亡した日から起算して1月以内に第1号改定者及び第2号改定者の他方による標準報酬改定請求があったときは、第1号改定者及び第2号改定者の一方が死亡した日の前日に標準報酬改定請求があったものとみなす旨を定めているところ、これは、標準報酬改定請求がされる前に第1号改定者及び第2号改定者の一方が死亡した場合には、第1号改定者及び第2号改定者の他方が標準報酬改定請求をすることはできなくなるという上記と同様の理解に立った上で、同法78条の2第1項ただし書の規定による委任に基づき厚年法施行規則78条の3第1項が定めた標準報酬改定請求をすることができる期間の原則に対する例外として同条2項が定めた例(同条1項に掲げる離婚が成立した日等から起算して2年を経過した日以後に請求すべきあん分割合を定めた審判が確定した場合等においては、その事由が生じた日の翌日から起算して1月を経過するまでは同請求をすることができるものとするもの)と同様に、第1号改定者及び第2号改定者の一方が死亡した日から起算して1月以内に第1号改定者及び第2号改定者の他方による標準報酬改定請

求があったときに限り、第1号改定者及び第2号改定者の一方が死亡した日の前日、すなわちその者に係る標準報酬をなお観念することのできた時点において標準報酬改定請求がされたものとみなし、特例を設ける趣旨であると解される。

(2) 原告の主張について

ア 原告は、厚年法78条の12の規定が、同法78条の2第1項ただし書の規定とあいまって、離婚等をしたときから2年間の標準報酬改定請求をすることができる期間を保障したものであるという理解を前提に、厚年法施行令3条の12の7の規定は、この期間を第1号改定者及び第2号改定者の一方が死亡した日から起算して1月以内に限定するものであって、同法78条の12による委任の範囲を逸脱するものである旨を主張する。

イ しかし、標準報酬改定請求をすることができる期間について定める厚年法78条の2第1項ただし書の規定及び同規定による委任に基づき定められた厚年法施行規則78条の3の規定は、離婚等をしたときから2年を経過したとき等には、標準報酬改定請求をすることができない旨を定めている一方、上記の期間中に第2号改定者による上記の請求に係る第1号改定者が死亡した場合について、同法の基本とするところと解される前記(1)イに述べたところの例外とする旨を定める規定は見当たらず、このような同法の関係規定の文理に照らし、同法78条の2第1項ただし書の規定が離婚等をしたときから2年を経過するまでは常に標準報酬改定請求をすることができることを保障する趣旨のものであるとまでは解し難い。むしろ、前記(1)で述べたとおり、同法が、夫婦の離婚時に厚生年金保険について分割をする具体的な方法として、第1号改定者及び第2号改定者の標準報酬の改定又は決定という法技術を採用した以上は、第1号改定者及び第2号改定者の一方が死亡し、その者に係る標準報酬を観念することができない状況に至った場合には、離婚等をしたときから2年を経過する前で

あったとしても、第1号改定者及び第2号改定者の他方による標準報酬改定請求はすることができなくなることは、同法が当然に予定するところであると解するのが相当である。

そして、同法78条の12は、同法第3章の2（離婚等をした場合における特例）に定めるもののほか、離婚等をした場合における特例に関し必要な事項は、政令で定める旨を定めているにすぎないのであって、この規定が、上記のとおり同法78条の2第1項ただし書の規定とあいまって、離婚等をしたときから2年間の標準報酬改定請求をすることができる期間を保障したものと解する余地は、直ちには見当たらない。

そうすると、前記アの原告の主張は、厚年法78条の12の規定が、同法78条の2第1項ただし書の規定とあいまって、離婚等をしたときから2年間の標準報酬改定請求をすることができる期間を保障したものであるという前提において失当であるといわざるを得ない。

これまで述べたところからすれば、標準報酬改定請求がされる前に第1号改定者及び第2号改定者の一方が死亡した場合には、離婚等をしたときから2年を経過する前であったとしても、第1号改定者及び第2号改定者の他方による標準報酬改定請求はすることができなくなるのが本来であるところ、厚年法施行令3条の12の7の規定は、第1号改定者及び第2号改定者の一方が死亡した日から起算して1月以内に第1号改定者及び第2号改定者の他方による標準報酬改定請求があったときに限り、第1号改定者及び第2号改定者の一方が死亡した日の前日に標準報酬改定請求がされたものとみなすことによって、これを適法なものとして取り扱おうとしたものというべきであって、同法78条の12の規定による委任の範囲を逸脱して標準報酬改定請求をすることができる期間を限定したものと解することは相当ではない。以上と異なる原告の主張は、採用することができない。

(3) 小括

原告が本件標準報酬改定請求をしたのは平成22年3月5日のことであるところ（前提事実(15)）、Aは平成21年▲月▲日頃に死亡していたのであるから（前提事実(10)）、本件標準報酬改定請求は、Aが死亡した日から起算して1月以内にされたものとはいえず、厚年法施行令3条の12の7の規定によっても、Aの標準報酬をなお観念することのできた時点においてされたものとみなすことはできない。

そうすると、本件標準報酬改定請求は、Aが死亡し、その標準報酬を観念することができなくなってからされたものであるから、不適法なものであったといわざるを得ず、これを却下する旨の本件処分は、適法であったというべきである。

2 本件義務付けの訴えの適法性について

原告は、本件義務付けの訴えにおいて、被告に対し原告とAとの間の本件情報に係る年金分割についての「請求すべきあん分割合」を0.45に改定することの義務付けを求めているところ（前記第1の2）、前提事実(9)のとおり、平成20年▲月▲日に、〇〇家庭裁判所△△支部において、原告とAとの間に、原告とAとの間の本件情報に係る年金分割についての請求すべきあん分割合を0.45と定めるなどの内容による和解が成立しているのであるから、本件義務付けの訴えは、被告に請求すべきあん分割合を定める権限があるかどうかという問題をひとまずおくとしても、一見して訴えの利益を欠くものであるようにも見える。

もっとも、原告が本件標準報酬改定請求をした目的等に照らせば、原告は、被告に対し原告及びAの「標準報酬」について本件標準報酬改定請求の内容に従った厚年法所定の改定をすることの義務付けを求めて、行政事件訴訟法3条6項2号に規定するいわゆる申請型の義務付けの訴えとして本件義務付けの訴えを提起したものと解される。しかし、このように解したとしても、申請型の義務付けの訴えは、法令に基づく申請を却下し、又は棄却する旨の処分がさ

れた場合において、当該処分が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であるときに限り提起することができる（同法37条の3第1項2号）、本件処分が取り消されるべきものでないことは、前記1で判示したとおりであり、また、一件記録によっても、それが無効又は不存在であるとは認められないから、本件義務付けの訴えは、同号所定の訴訟要件を満たさない訴えであり、いずれにせよ不適法なものであるといわざるを得ない。

第4 結論

以上の次第であって、本件訴えのうち本件義務付けの訴えに係る部分は、不適法であるからこれを却下し、本件訴えのその余の部分に係る原告の請求は、理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 八 木 一 洋

裁判官 福 渡 裕 貴

裁判官 川 嶋 知 正

別紙 1

関係法令の定め

1 厚年法の定め

(1) 離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例

ア 厚年法 78 条の 2 第 1 項は、第 1 号改定者（被保険者又は被保険者であった者であつて、同法 78 条の 6 第 1 項 1 号及び 2 項 1 号の規定により標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。同法 28 条。以下同じ。）が改定されるものをいう。以下同じ。）又は第 2 号改定者（第 1 号改定者の配偶者であった者であつて、同法 78 条の 6 第 1 項 2 号及び 2 項 2 号の規定により標準報酬が改定され、又は決定されるものをいう。以下同じ。）は、離婚等（離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を除く。）、婚姻の取消しその他厚生労働省令で定める事由をいう。以下同じ。）をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間の第 1 号改定者及び第 2 号改定者の標準報酬の改定又は決定を請求することができるが（本文）、当該離婚等をしたときから 2 年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない（ただし書）旨を定めている。

1 号 第 1 号改定者及び第 2 号改定者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべきあん分割合（当該改定又は決定後の第 1 号改定者及び第 2 号改定者の同法 78 条の 3 第 1 項に規定する対象期間標準報酬総額の合計額に対する第 2 号改定者の対象期間標準報酬総額の割合をいう。以下同じ。）について合意しているとき。

2 号 同法 78 条の 2 第 2 項の規定により家庭裁判所が請求すべきあん分割

合を定めたとき。

イ 厚年法78条の2第2項は、同条1項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求（以下「標準報酬改定請求」という。）について、同項1号の第1号改定者及び第2号改定者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第1号改定者及び第2号改定者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における保険料納付に対する第1号改定者及び第2号改定者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべきあん分割合を定めることができる旨を定めている。

ウ 平成23年法律第53号による改正前の厚年法78条の2第4項は、標準報酬改定請求は、第1号改定者及び第2号改定者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべきあん分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の厚生労働省令で定める方法によりしなければならない旨を定めている。

(2) 標準報酬の改定又は決定

ア 厚年法78条の6第1項は、厚生労働大臣は、標準報酬改定請求があった場合において、第1号改定者が標準報酬月額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、第1号改定者及び第2号改定者の標準報酬月額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる旨を定めている。

1号 第1号改定者 改定前の標準報酬月額（同法26条1項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額。同法78条の6第1項2号において同じ。）に1から改定割合（あん分割合を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。）を控除して得た率を乗じて得た額

2号 第2号改定者 改定前の標準報酬月額（標準報酬月額を有しない月に

あつては、零)に、第1号改定者の改定前の標準報酬月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

イ 厚年法78条の6第2項は、厚生労働大臣は、標準報酬改定請求があつた場合において、第1号改定者が標準賞与額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、第1号改定者及び第2号改定者の標準賞与額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる旨を定めている。

1号 第1号改定者 改定前の標準賞与額に1から改定割合を控除して得た率を乗じて得た額

2号 第2号改定者 改定前の標準賞与額(標準賞与額を有しない月にあつては、零)に、第1号改定者の改定前の標準賞与額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

ウ 厚年法78条の6第4項は、同条1項及び2項の規定により改定され、又は決定された標準報酬は、当該標準報酬改定請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する旨を定めている。

(3) 政令への委任

厚年法78条の12は、同法第3章の2(離婚等をした場合における特例)に定めるもののほか、離婚等をした場合における特例に関し必要な事項は、政令で定める旨を定めている。

(4) 被告への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

厚年法100条の4第1項21号は、厚生労働大臣の権限に係る事務のうち同法78条の2第1項及び78条の4第1項の規定による請求の受理について、同法100条の4第1項23号は、厚生労働大臣の権限に係る事務のうち同法78条の6第1項の規定による標準報酬月額の改定又は決定及び同条2項の規定による標準賞与額の改定又は決定について、それぞれ日本年金機構(被告)に行わせるものとする旨を定めている。

2 厚年法施行令の定め(標準報酬改定請求の特例)

厚年法施行令3条の12の7は、第1号改定者及び第2号改定者の一方が死亡した日から起算して1月以内に平成23年法律第53号による改正前の厚年法78条の2第4項に規定する方法（同条1項1号に規定する請求すべきあん分割合について同項各号のいずれかに該当することを証明することができる方法として厚生労働省令で定める方法に限る。）により第1号改定者及び第2号改定者の他方による標準報酬改定請求があったときは、第1号改定者及び第2号改定者の一方が死亡した日の前日に標準報酬改定請求があったものとみなす旨を定めている。

3 厚生年金保険法施行規則（以下「厚年法施行規則」という。）の定め

(1) 標準報酬改定請求の請求期限

ア 厚年法施行規則78条の3第1項本文は、厚年法78条の2第1項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合とするが（本文）、同法78条の4第1項の規定により対象期間の末日以後に提供を受けた情報について補正を要したと認められる場合における標準報酬改定請求の請求期間の計算については、当該補正に要した日数は、算入しない（ただし書）旨を定めている。

1号 離婚が成立した日

2号 婚姻が取り消された日

3号 同規則78条に定める事由に該当した日

イ 厚年法施行規則78条の3第2項は、同条1項各号に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した日以後に、又は同項各号に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した日前1月以内に次の各号のいずれかに該当した場合（同条2項1号又は2号に掲げる場合に該当した場合にあっては、同条1項各号に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した日前に請求すべきあん分割合に関する審判又は調停の申立てがあったときに限る。）について、厚年法78条の2第1項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、同規則7

8条の3第1項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとなった日の翌日から起算して1月を経過した場合とする旨を定めている。

1号 請求すべきあん分割合を定めた審判が確定したとき

2号 請求すべきあん分割合を定めた調停が成立したとき

3号 人事訴訟法32条1項の規定による請求すべきあん分割合を定めた判決が確定したとき

4号 人事訴訟法32条1項の規定による処分の申立てに係る請求すべきあん分割合を定めた和解が成立したとき

(2) 平成23年法律第53号による改正前の厚年法78条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める方法

平成24年厚生労働省令第165号による改正前の厚年法施行規則78条の4第1項は、標準報酬改定請求をする第1号改定者及び第2号改定者は、同規則78条の11第1項に規定する請求書に、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、これを日本年金機構（被告）に提出しなければならない旨を定めている。

1号から4号まで 省略

5号 請求すべきあん分割合を定めた和解についての和解調書の謄本又は抄本

別紙 2

主たる争点に関する当事者の主張の要旨

第 1 被告の主張の要旨

- 1 本件標準報酬改定請求は厚年法施行令 3 条の 1 2 の 7 が定める要件を満たさないこと

厚年法 7 8 条の 2 第 1 項ただし書は、離婚等をしたときから起算して 2 年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、標準報酬改定請求をすることができない旨を定めている。また、本来、死亡した者に係る標準報酬改定請求は行うことができないところ、厚年法施行令 3 条の 1 2 の 7 は、第 1 号改定者及び第 2 号改定者の一方が死亡した日から起算して 1 月以内にその他方による標準報酬改定請求があったときは、その一方が死亡した日の前日に標準報酬改定請求があったものとみなす旨を定めている。

原告は、平成 2 0 年 ▲ 月 ▲ 日に A との和解離婚が成立した後、その翌日から起算して 2 年以内である平成 2 2 年 3 月 5 日に本件標準報酬改定請求を行っているが、これは A が死亡した日である平成 2 1 年 ▲ 月 ▲ 日頃から起算して 1 月を経過しているので、厚年法施行令 3 条の 1 2 の 7 が定める場合に該当しない。

このように、本件標準報酬改定請求は、第 1 号改定者及び第 2 号改定者の一方が死亡した日から起算して 1 月以内にされたものではなく、所要の要件を欠いた補正をすることのできない不適法なものである。

- 2 厚年法施行令 3 条の 1 2 の 7 の規定が厚年法 7 8 条の 1 2 による委任の範囲を逸脱したものではないこと

- (1) 離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例の制度の導入の背景等

近年、中高齢者等の比較的婚姻期間の長い夫婦における離婚件数が増加してきているところ、老齢厚生年金等の保険給付（報酬比例部分）の額は、平

均標準報酬額及び被保険者期間に基づいて計算されるから、離婚した夫婦のうち、低報酬であったり、被保険者期間がないか短期間であったりした者については、高齢期において十分な所得水準を確保することができなくなるという問題が指摘されていた。

このように、現役時代の男女の雇用格差・給与格差などを背景として、離婚した夫婦間の年金受給額に大きな開きが生ずる場合があったところ、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）により、夫婦の離婚時に厚生年金の分割が可能となるような仕組みを設ける見直しが行われ、夫婦の婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、離婚時に限って夫婦間で分割することを認める標準報酬の改定の特例の制度（いわゆる離婚時年金分割制度）が導入された。これは、離婚時における財産分与的性格のものと位置付けられており、具体的には、婚姻期間中の夫婦の標準報酬額の合計を分割し、分割を受けた者に保険事故が発生した場合には、分割後の保険料納付実績に基づいて算定された額の年金受給権が、分割を受けた者自身に発生するようにする仕組みであって、この「分割」を行うための法技術として、標準報酬の改定又は決定が用いられているのである。

(2) 第1号改定者の死亡後の標準報酬改定請求は認められないのが原則であること

各年金法においては、年金給付を受ける権利（年金受給権）について、受給権者の権利を保護する趣旨から、原則として、「譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない」旨が定められている（厚年法41条1項等）。そのため、年金受給権は、受給権者の一身に専属するものとされ、また、年金受給権は、受給権者の死亡により消滅し（同法45条等）、相続の対象にもならないとされている（民法896条ただし書）。このことから、年金受給権や年金額の計算の基礎となる被保険者期間及び当該期間に係る標準報酬も受給権者の一身に専属するものとされ、相続されない

こととなる。

そして、全ての人間が権利能力を有する民法の下では、人間の死は権利の主体が存在しなくなるということであり、死亡は人間が有する権利能力の唯一の消滅原因であるとされているところ、被保険者期間及び当該期間に係る標準報酬は受給権者の一身に専属するものであり、相続されないのであるから、その者が死亡すれば、その瞬間に被保険者期間及び当該期間に係る標準報酬は消滅する（存在しなくなる）こととなる（乙4）。

そうすると、標準報酬改定請求の前に第1号改定者が死亡した場合には、当該者に係る標準報酬は消滅する（存在しなくなる）のであるから、第2号改定者は標準報酬改定請求をすることはできないことになるのが原則である。

(3) 厚年法施行令3条の12の7の規定の位置付け

以上に対し、厚年法施行令3条の12の7に規定する1月の猶予は、飽くまでも離婚時年金分割制度という特例の中の更なる例外的な措置である。

前記(2)で述べたとおり、第1号改定者が死亡した後にその者に係る標準報酬の改定請求をするということは、存在しない標準報酬の改定を請求していることと同じであるから、本来、認められる余地はない。しかし、第1号改定者の現況を知らない第2号改定者による標準報酬改定請求が、たまさか第1号改定者の死亡日からわずかに遅れた場合にまで、第1号改定者の標準報酬は死亡と同時に消滅するという原則どおりの取扱いとしたのでは、第2号改定者にとって余りにも酷である。そこで、死亡日に近接して標準報酬改定請求がされた場合に限って、離婚時年金分割制度という特例の中の更なる例外的な措置として、第1号改定者が死亡した日の前日に当該請求があったものとみなすこととされたのである。

ただし、その場合でも、遺族厚生年金は、厚年法の規定により被保険者又は被保険者であった者の死亡を権利（年金受給権）発生要件としており、

その死亡の時点から新たに権利関係が発生するものであるところ、離婚時年金分割がその当事者ではない第1号改定者の遺族の遺族厚生年金の受給権に影響を与えないようにする必要があることや、死亡した日から相当期間経過した後に行われた標準報酬改定請求を死亡した日の前日にされたものとみなすことは理にかなわないこと等を考慮して、その期間は1月とされたのである。

要するに、同令3条の12の7の規定は、離婚後2年間の標準報酬改定請求の期間を第1号改定者及び第2号改定者の一方が死亡した日から起算して1月以内に制限したのではなく、第1号改定者及び第2号改定者の一方の死亡後の標準報酬改定請求であってもその死亡の日から起算して1月以内にされたものであれば認めるという猶予を設けたものなのである。

死亡によりその者の標準報酬が消滅するということは、同法上の原則である。これに対し、離婚時年金分割制度は、同法上の特例として位置付けられている。それゆえ、本体の同法上の原則を優先しつつ、離婚時年金分割制度という特例的な取扱いの中で同法上の原則を若干緩和して、第2号改定者に一定程度配慮した例外措置（同令3条の12の7の規定）を講ずることは、離婚時年金分割制度の趣旨・目的に反するものでもないし、包括的な委任規定である同法78条の12の委任の範囲を逸脱するものでもない。むしろ、本件のような標準報酬改定請求がされる前に第1号改定者が死亡してしまうというような特殊な事象について、同法上の特例として導入された離婚時年金分割制度の趣旨・目的が、本体である同法上の原則に優先して適用されなければならない道理はない。

(4) 原告の主張に対する反論

ア 原告は、厚年法78条の12の趣旨は、同法78条の2第1項の規定とあいまって、2年間の標準報酬改定請求の期間を認め、標準報酬改定請求の機会を実質的に保障することにあるのであるから、厚年法施行令3条の

12の7が、標準報酬改定請求をすることができる期間を「当事者の一方が死亡した日から起算して1月以内」に限定したことは、同法78条の12による委任の範囲を逸脱しており、違法である旨を主張する。

イ しかし、厚年法78条の12は、離婚等をした場合における特例に関する政令への包括的な委任規定であって、同条の規定そのものが第1号改定者及び第2号改定者の一方の死亡後のその他方による標準報酬改定請求を認めているわけではない。現に、同条の文言は、「離婚等の一方の当事者が死亡した場合における特例に関し必要な事項は政令で定める」とはなっていない。

同条の趣旨は、原告が主張するように、標準報酬改定請求の期間中、標準報酬改定請求の前に第1号改定者が死亡した場合、その者に係る標準報酬が存在しなくなることを前提としつつも、そのことが離婚の第2号改定者の標準報酬改定請求に影響を及ぼさないような規定の制定を厚年法施行令に委任したというものではなく、死亡した第1号改定者に係る標準報酬が存在しなくなることを前提にした上で、第1号改定者の死亡後にされた第2号改定者による標準報酬改定請求をどう取り扱うかを定める必要があるため、そのような規定の制定を同令に委任したというものである。そして、この委任を受けた同令3条の12の7の趣旨は、死亡した者に係る標準報酬が存在しなくなるという同法上の原則に従って第1号改定者の死亡後の標準報酬改定請求を一切認めないことにはせず、請求すべきあん分割合が確定してから実際に標準報酬改定請求を行うまでの手続上必要な猶予期間を設けたものである。もとより、同法上の原則は堅持しつつ、例外として第1号改定者の死亡後の標準報酬改定請求をどこまでの範囲で認めるかという程度の問題であるから、仮に例外を設けずに第1号改定者が死亡した場合の標準改定請求はできないことにしたとしても違法でない。

ここで、請求すべきあん分割合が確定した後、実際に標準報酬改定請求

を行うまでの手続上必要な猶予期間をどのくらいの期間とするかは、政策的に判断されるべき事項である。この猶予期間を1月と定めれば、違法又は政令への委任の範囲を逸脱すると評価され、2年と定めれば、適法又は政令への委任の範囲を逸脱しないと評価されるような必然性はない。

ウ この点について、原告は、第2号改定者は、第1号改定者の死亡を早期に知ることが困難であるから、死亡した日から起算して1月以内の請求に限定することは、標準報酬改定請求の機会を奪われるに等しいなどと主張する。

しかし、そもそも離婚後2年間という標準報酬改定請求の原則的な期間については、請求すべきあん分割合が確定している状態で標準報酬改定請求をするか否かを熟慮するための期間ということでは必ずしもない。請求すべきあん分割合が確定して標準報酬改定請求をすることができる状態にあるならば、速やかにそれをすればよいのであって、1月という期間は、標準報酬改定請求をするために必要な物理的な手続上の猶予期間であって、それをしない間に第1号改定者が死亡したとしても、それは標準報酬改定請求をしなかった第2号改定者の責任である。それゆえ、第1号改定者の死亡を第2号改定者が知ることが困難という事情は、問題にはならないのである。

1月という期間が、請求すべきあん分割合が確定してからの手続上必要な猶予期間であることは、厚年法施行規則78条の3第2項が、家庭裁判所での審理が長引いたような場合には、標準報酬改定請求の期限について、審判が確定したときや調停が成立したとき等から1月の期間の延長を認める特例を定めていることから裏付けられるものである。

(5) 小括

以上によれば、厚年法施行令3条の12の7の規定は厚年法78条の12による委任の範囲を逸脱したものではないといえることができる。

第2 原告の主張の要旨

1 厚年法施行令3条の12の7の規定が厚年法78条の12による委任の範囲を逸脱したものであること

(1) 厚年法78条の2第1項は、離婚時年金分割制度創設の目的、すなわち、婚姻期間中における離婚当事者相互の保険料納付実績に対する寄与を適正に評価して、第1号改定者の標準報酬額の一部を第2号改定者の標準報酬額に改定することを認め、もって第2号改定者の老後の生活保障を図ること（甲8、9）を実現すべく、離婚後2年間という長期間の標準報酬改定請求の期間を設けて、標準報酬改定請求の機会を実質的に保障しているところ、このような長期間にわたる標準報酬改定請求の期間を認めた結果として、標準報酬改定請求の期間中、標準報酬改定請求の前に第1号改定者が死亡する事態も同法の予定するところとなった。

そうであるにもかかわらず、いざ実際にそのような事態が発生した場合において、第2号改定者が標準報酬改定請求をすることができなくなるというのであれば（同法45条参照）、同法78条の2第1項の規定の趣旨が没却されることになる。

そこで、同法78条の12は、標準報酬改定請求の期間中、標準報酬改定請求の前に第1号改定者が死亡した場合、その者に係る標準報酬が存在しなくなることを前提としつつも（同法45条参照）、そのことが第2号改定者の標準報酬改定請求に影響を及ぼさないような規定の制定を厚年法施行令に委任したのである。

(2) ところが、厚年法施行令3条の12の7は、第1号改定者が死亡した後に第2号改定者が標準報酬改定請求をした場合において、このような標準報酬改定請求については第1号改定者が死亡した日の前日にされたものとみなすことによって、第1号改定者の標準報酬が存在しなくなること（厚年法45条参照）との調整を図った一方、第2号改定者が標準報酬改定請求をするこ

とができる期間については、離婚後2年間とするのではなく、第1号改定者が死亡した日から起算して1月以内に制限した。

しかし、離婚後の夫婦が互いに連絡を取り続けることはまれであり、第2号改定者が第1号改定者の死亡を早期に知ることは困難であるといわざるを得ないところ、同令3条の12の7によれば、第2号改定者は第1号改定者の死亡を知ることができないまま、標準報酬改定請求の機会を奪われるに等しいのであって、離婚した第2号改定者の老後の生活の保障を趣旨とする標準報酬改定請求に影響が及び、同人に甚大な不利益を被らせることになる。このような事態を避けるためには、第2号改定者は、標準報酬改定請求をするか否かについて熟慮を終えるまでの間、第1号改定者の安否に注意を払い続けなければならないことになるが、これでは離婚時年金分割制度を創設した目的の1つであるクリーン・ブレイク、すなわち離婚後はお互いに関わりを一切持たないことを達成することはできない。

そもそも同法78条の12の趣旨は、同法78条の2第1項の規定とあいまって、2年間の標準報酬改定請求の期間を認め、標準報酬改定請求の機会を実質的に保障することにあるのであるから、既に述べたような同請求について同法45条の規定による原則に対する例外を認めるべき必要性及び相当性を考慮すると、同法78条の12による委任を受けた同令3条の12の7としては、「当事者の一方が死亡した後であっても、離婚から2年が経過する以前に当事者の他方による標準報酬改定請求があったときは、当事者の一方が死亡した日の前日に標準報酬改定請求があったものとみなす。」と規定しなければならなかったというべきである。

したがって、同条が第2号改定者による標準報酬改定請求の期間を離婚後2年間とせず、第1号改定者が死亡した日から起算して1月以内に限定したことは、同法78条の12による委任の範囲を逸脱するものといわざるを得ない。

(3) ところで、被告は、離婚時年金分割がその当事者ではない第1号改定者の遺族の遺族厚生年金の受給権に影響を与えないようにする必要がある旨を主張する。

しかし、標準報酬改定請求前の第1号改定者の標準報酬額は、婚姻期間中における第2号改定者の寄与があつて初めて形成し得たものであり、その形成について、第1号改定者の遺族は全く寄与していないのであるから、遺族厚生年金は、むしろ第2号改定者による標準報酬改定請求によって減額された後の標準報酬額を基礎として算定することが、第2号改定者との関係で公平であるし、離婚時年金分割制度の趣旨・目的である遺族厚生年金の不合理的是正（甲8，9）にもかなう。そもそも、第1号改定者が死亡した日から起算して1月以内に標準報酬改定請求がされなかった場合であっても、第1号改定者と第2号改定者との間においては、既に請求すべきあん分割率は判決等によって明確に確定されているのであるから、第1号改定者の遺族の期待は、標準報酬改定請求によって減額された後の標準報酬額を基礎として算定された遺族厚生年金にしか及んでいないというべきである。このような利益状況からすると、第1号改定者の標準報酬額の形成に寄与した第2号改定者の生涯にわたる不利益の下で、第1号改定者の遺族を保護すべき理由はどこにもないといわざるを得ない。

(4) したがって、厚年法施行令3条の12の7の規定は、厚年法78条の2第1項が定める標準報酬改定請求をすることができる期間を実質的に制限するものであり、同法が離婚時年金分割制度を設けた趣旨を没却するものであるから、同法78条の12による委任の範囲を逸脱し、違法である。

よって、同令3条の12の7の規定に基づいてされた本件処分もまた違法であるから、取り消されなければならない。

2 厚年法施行令3条の12の7の規定が不合理であることについての補充の主張

原告は、平成20年▲月▲日にAと和解離婚した後、Aから財産の分与を受けていないことに気付き、従前の和解内容を前提として財産の分与についても和解協議をするため、平成21年4月15日、Aとの間の離婚事件につき、期日指定の申立てを行った。しかし、〇〇家庭裁判所△△支部からAに宛てて発送された口頭弁論期日の呼出状は、「あて所に尋ねあたりません」という理由でAに送達できなかった。原告は、同年6月7日、■■■県警察●●●警察署やAの従兄弟から聴き取りを行うなどして、Aの住所や居所の調査を行ったが、なおAの行方は不明であり、ましてやAの死亡の事実をうかがわせる事情は何一つなかった。そうであるからこそ、〇〇家庭裁判所△△支部は、原告が同月9日に申し立てた公示送達を採用したのである。

また、〇〇県警察は、同年4月29日当時、Aの妹から届出のあった家出人捜索願を受けて、Aの行方を捜していたが、〇〇県警察でさえ、結局、同年7月1日にAの遺体が発見されるまで、Aの死亡の事実を知ることはできなかったのである。

これらの事情からすると、原告がAが死亡したとされる同年▲月▲日頃から1月を経過するまでにAの死亡の事実を知ることなど不可能であったというほかない。そうであるにもかかわらず、本件において厚年法施行令3条の12の7の規定を適用して本件標準報酬改定請求を認めないことは、原告に不可能を強いるものに等しく、不合理であるというほかない。